

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

R4.6.23~30 第2回協議会
資料No.4-2

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
			起点	経由地	終点								
三条市	越後交通株式会社	(1) 福沢線	福沢	駒込	長沢駅跡	往 14.3km 復 14.3km	214日	321回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(長沢駅跡)	③
		(2) 高校生通学ライ ナーバス	東三条 駅前		県央工 業高校	往 4.7km 復 4.7km	214日	321回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③
		(7) 市内循環バス 三条循環線	東三条 駅前		東三条 駅前	往 24.7km 循環	364日	1,697回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③
		(8) 市内循環バス 井栗線	三条営 業所		東三条 駅前	往 11.6km 復 km	242日	120.5回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③
		(9) 市内循環バス 嵐南コース	東三条 駅前		東三条 駅前	往 12.7km 循環	242日	482回		路線定期 運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③
	株式会社エス・タクシー 三条タクシー株式会社 中越交通株式会社 日の丸観光タクシー株式 会社	(3)				往 km 復 km				区域運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③
		(4)	三条市デマンド交 通ひめさゆり	三条市		往 km 復 km	362日	55,615回		区域運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③
		(5)				往 km 復 km			区域運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③	
		(6)				往 km 復 km			区域運行	①	地域間幹線系統(八木ヶ 鼻温泉線)と停留所を共 有(東三条駅前)	③	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

R4.6.23～30 第2回協議会
資料No.4-2

市区町村名	三条市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	48,584
交通不便地域	4,920

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,920	森町・鹿峠地区	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
三条市地域公共交通網形成計画	平成30年9月12日	H30

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
48,584		

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)